

2021 年度貸切バス事業者安全性評価認定制度

申請予定事業者の皆様へ

【2021 年度申請における注意事項について】

2022 年 3 月 31 日が有効期限の認定事業者及び新規申請予定事業者におかれましては、2021 年度の申請が近づいてまいりました。(2021 年度の申請時期は通年通り 4 月を予定しております。)

現在、事務局では、「2021 年度貸切バス事業者安全性評価認定制度」に係る諸準備を進めているところですが、申請予定事業者の皆様には特に次ページの「法令遵守事項」にご注意ください。(「法令遵守事項」が評価できない場合は認定されません。)

★2021 年度の申請案内書、評価シート等につきましては 2021 年 2 月上旬頃、日本バス協会のホームページに公開予定です。

① **運行管理者・整備管理者が講習・研修を修了しているかご確認をお願いします**

選任している運行管理者・整備管理者への講習・研修は運輸規則により定められており、安全性評価認定制度では「法令遵守事項」となっています。

2021 年度においては、

運行管理者は「2019 年度または 2020 年度に基礎講習又は一般講習が修了していること」、整備管理者は「2019 年度または 2020 年度に整備管理者研修が修了していること(ただし、2020 年度に新たに選任された整備管理者で 2020 年度に未受講の場合は、2021 年度末日までに受講すればよい)」が必須です。それぞれの受講状況を必ず事前にご確認ください。

※参考資料

【1】運行の管理に関する講習の種類等を定める告示

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_ibaraki/date/unkoukanri05r.pdf

【2】運輸規則

[参考 旅客自動車運送事業運輸規則]

(整備管理者の研修)

第四十六条 旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

- 一 整備管理者として新たに選任した者
- 二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

[参考 道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について]

8-3 選任後研修の実施時期及び頻度

選任後研修については、運送事業者が法第 50 条に基づき選任した整備管理者であって「整備管理者として新たに選任した者」又は、「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者」に地方運輸局長が行う研修を受けることとされており、実施時期及び頻度は地方運輸局長の判断に任せているところであるが、「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者」が確実に受講できるよう実施されたい。

また、整備管理者として新たに選任された者については、選任された日の属する年度の翌年度の末日までに選任後研修を受講するように指導されたい。

なお、整備管理者は全ての地方運輸局において選任後研修を受講することができることから、整備管理者の研修の受講履歴について照会があった場合には、必要に応じて地方運輸局ごとに連携を図られたい。

② 特定運転者の適性診断・特別指導の実施についてのご確認をお願いします

特定運転者(事故惹起者、高齢運転者、初任運転者)には国土交通省が認定する機関で適性診断を受診し、法令で定められた項目毎に所定時間の特別指導を行うこととなっております。

事故惹起者:座学 10 時間・実技(ハンドル時間)20 時間

高齢運転者:所定時間の定め無し

初任運転者:座学 10 時間・実技(ハンドル時間)20 時間

安全性評価認定制度でも「法令遵守事項」となっており、特定運転者に適正な時期に適性診断を受診させたことを証する資料、特定運転者に実施した特別指導の内容と所定時間以上の教育をしていることが分かる資料にて審査します。適性診断の受診状況と特別指導の項目や所定時間以上の教育を行っているかを事前にご確認ください。

特に、初任運転者の実技(ハンドル時間)20 時間については、選任前に旅客を乗せての営業運行は法令違反のため、カウントできませんのでご注意ください。

※参考資料

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/ryokaku_sidou.pdf

【事故・行政処分等について】

認定事業者及び申請事業者において、有責・他責にかかわらず、「死傷事故」、「転覆等の事故」、「悪質違反による運行等」、「10 人以上の負傷者が生じた事故」が発生した場合、速やかに事業者様より日本バス協会にご報告ください。

また、30 日車以上の行政処分等(警告も含む)を受けた場合も速やかに日本バス協会にご報告ください。30 日以内に報告が無い場合、認定事業者は規程により認定を取り消される場合がございます。

(お問い合わせ) 公益社団法人 日本バス協会・業務部

TEL:03-3216-4014 FAX:03-3216-4016